

4. 烏森住区センター児童館第二学童保育クラブ及び平町児童館学童保育クラブについて

烏森住区センター児童館第二学童保育クラブ及び平町学童保育クラブにおいては、以下のとおり延長保育を実施する予定です。

延長保育の利用を希望する場合は、「学童保育クラブ延長保育時間利用申請書」をご提出ください。

※ 延長保育の実施を予定しているのは、烏森住区センター児童館第二学童保育クラブ及び平町学童保育クラブのみです。その他の学童保育クラブでは、延長保育を行いませんのでご注意ください。

(1) 対象学年

小学1年生から小学6年生まで

(2) 延長保育時間

学校登校日		午後6時15分～午後7時
学校休業日 (夏休み・春休み、 振替休業日)	平日	午前8時～午前8時15分、午後6時15分～午後7時
	土曜日	午前8時～午前8時30分、午後6時～午後7時

<学校登校日>

下校時～午後6時15分

午後6時15分～午後7時

<学校休業日>

平日

午前8時～午前8時15分

午前8時15分～午後6時15分

午後6時15分～午後7時

土曜日

午前8時～午前8時30分

午前8時30分～午後6時

午後6時～午後7時

延長保育時間

延長保育時間

(3) 利用方法

- ① 烏森住区センター児童館第二学童保育クラブ及び平町学童保育クラブに入所した方は、申請すれば誰でも利用することができます。
- ② 延長保育時間のみの利用はできません。
- ③ 延長保育を申請した場合は、朝の延長保育（学校休業日に限る）及び夕方の延長保育を利用することができます。
- ④ 延長保育を利用する具体的な日時については、入所する学童保育クラブにお申し出ください。
- ⑤ 延長保育を利用する場合は、帰宅の際、必ず保護者等のお迎えが必要です。

(4) 申請方法

<延長保育を利用する>

- ・延長保育の利用を希望する月の前月末までに「学童保育クラブ延長保育時間利用申請書」を学童保育クラブ又は子育て支援課児童館係に提出してください。延長保育の利用を希望する月の前月末までに申請がないと、利用できません。
- ・利用決定後、「利用承認通知書（新規申請の場合）」、又は、「保育料変更通知書（利用承認後申請した場合）」を子育て支援課児童館係からお送りします。

<延長保育の利用をやめる>

- ・延長保育の利用をやめる月の前月末までに「学童保育クラブ延長保育時間利用申請書」を学童保育クラブ又は子育て支援課児童館係に提出してください。延長保育の利用をやめる月の前月末までに申請がないと、利用をやめることができません。
- ・利用決定後、「保育料変更通知書」を子育て支援課児童館係からお送りします。

(5) 延長保育料

- ①延長保育料は、学童保育料と合算して口座振替によりお支払いいただきます。
- ②保育料及び延長保育料は、月額です。月の途中で入所又は退所若しくは延長利用をしなくなった場合でも日割計算はいたしません。
- ③学童保育料の軽減、減額又は免除が適用されている世帯は、延長保育料にも適用されます。

	保育料	延長保育料	条件
通常	8,000 円/人	1,000 円/人	負担軽減、減額又は免除に該当しない全ての方
負担軽減 又は 減額	4,000 円/人	500 円/人	(負担軽減) ・子どもが2人以上学童保育クラブに在籍している 場合の2人目以降の児童 ・弟や妹が保育所等に在籍している場合 (減額) ・就学援助受給世帯 ・区市町村民税所得割税額が1万円以下の世帯
免除	0 円	0 円	・生活保護受給世帯 ・区市町村民税非課税世帯 ・区市町村民税均等割のみの課税世帯 ・3人以上の子どもを扶養している世帯の第3子 以降の児童